

# 統合的財務報告におけるナラティブ情報の信頼性確保と保証問題

古 庄 修

## 1. はじめに— OFR 型ナラティブ報告モデルの形成をめぐって—

英国の「営業・財務概況」(Operating and Financial Review, 以下, OFR という) 型の開示モデル(以下, 英国モデルという)は, 英国会社法が取締役報告書(Directors' Reports)のなかで開示を強制する「事業概況」(Business Review, 以下, BR という)が, 英国会計基準審議会(ASB)により公表された最善慣行(Best Practice)としての OFR 報告意見書(Reporting Statement)を基礎とするとみなしうる点で, 階層的な制度構造を形成しているものと捉えられる。但し, 会社法上の BR の開示要求と OFR 報告意見書との間に明確な主従関係があるわけではない。また, かなりの部分が企業の自発的開示に委ねられている点で, 当該報告意見書への準拠性によって BR の信頼性が確保されているわけではなく, その意味で比較的緩やかな枠組みの下で, 柔軟性のある開示実務が許容されているといえるであろう。

米国における「経営者による討議と分析」(MD & A)が細則主義(rule-based approach)を採用しているのとは対照的に, 英国モデルは, 原則主義(principles-based approach)を採用する。その制度化の過程において英国独自のコーポレート・ガバナンスの在り方と具体的な開示規定が強く結びつけられてきたこともあり, 財務諸表の補足機能にとどまらず, 補完機能を拡充してきた結果として<sup>1)</sup>, 従前の財務報告の範囲が社会・環境報告の領域にまで外延的に拡張されてきた経緯がある。

しかし, 英国モデルに典型的に見られる財務諸表の補完機能の拡充が, 財務報告の目的に照らして財務報告の枠組みの再編成を促す契機となっていることも同時に指摘する必要がある。つまり, 財務報告の目的は投資者の意思決定のための情報提供目的として一義的に決まるものではなく, 英国モデルに組み込まれているようなコーポレート・ガバナンスと強い結びつきをもつ受託責任目的も依然として重要であるならば<sup>2)</sup>, 財務報告の目的をめぐるとの概念フレームワークの形成は, 「経営者の広範な責任が組み込まれた財務報告の体系が再編成されるプロセス」<sup>3)</sup>として捉えられなければならないからである。

それは, 英国モデルの形成において財務諸表の補完機能の意味内容が変容する過程として捉えることができるであろう。だが, 財務諸表の補完機能が拡大し, 高次に達すれば, それが間違いなく企業報告の枠組みにあるとしても, 財務報告の枠組みでは捉えきれなくなるかもしれない<sup>4)</sup>。英国モデルにみられる補完機能の拡大をむしろ積極的に財務報告の目的と関連づけてその枠組みに組み込むとすれば, 現代会計の再編をもたらす重要な視点をもたらすことになるであろう。

英国における会社法改正をめぐるとの経緯と一連の議論において<sup>5)</sup>, 前述の OFR は絶えずコーポレート・ガバナンスのための透明性とアカウンタビリティの主要な構成要素と考えられてきた。OFR 開示の法制化は, 企業報告の質の改善を通じた取締役会の責任の履行およびコーポレート・ガバナンスの強化の観点から意義づけられうるが, そこでは, もうひとつの問題として, 絶えず

OFR情報の信頼性に係る保証(assurance)の水準—OFRをめぐる監査問題—をめぐる課題が財務報告の制度的枠組みのなかで提起され、議論されてきたことを指摘する必要がある。

現在、アニュアル・リポートの複雑性が増大するなかで、ナラティブ報告を拡充すべきとするステークホルダーの要求はますます高まる傾向にある。その一方で、ステークホルダー共通の大きな関心のひとつがナラティブ報告の信頼性の欠如にあることも指摘されている<sup>6)</sup>。

本稿の主題は、前述のような緩やかな階層構造のなかにBRの開示を制度化している英国モデルを先行事例として、英国のナラティブ報告<sup>7)</sup>、とりわけBRの信頼性がいかに確保されているのか、その保証に係る制度的枠組みの到達点と課題を説明することにある。

すなわち、本稿は、第一に、英国会社法が取締役報告書のなかでBRの開示を強制した点に注目し、英国のコーポレート・ガバナンスの在り方と連係したBR開示規定の意義を説明する。そのうえで、第二に、監査の対象ではないBRが実際に制度的に開示されている点を捉えて、BRの信頼性はいかに確保されているのか、その保証に係る現行制度の到達点について検討する。ここでは、英国会社法改正論議のなかで提起されたOFRの監査の在り方をめぐる議論の経緯を概観するとともに、特に、現在英国の財務報告制度においてすでに制度化されている、監査人に求められる財務諸表とBRの整合性(consistency)の検証の意義を、財務諸表およびBRの信頼性に係る「双方向の保証」の観点から積極的に評価したい。また、このような財務諸表とBRの整合性からアニュアル・リポート全体の整合性へ、さらにナラティブ報告に対する独立した保証意見を求める議論への展開を考察することにより、統合的財務報告制度の形成に向けた新たな保証制度をめぐる動向を予見し、ナラティブ報告の拡大と監査の変容について展望する。

第三に、本稿は、監査ないし保証に係る制度を

めぐる議論にとどまらず、ナラティブ報告の信頼性を支援するための制度的枠組み(仕組み)を論証するために、企業組織におけるナラティブ報告の創出プロセスの在り方および英国の財務報告基準設定主体に組み込まれた財務報告審査会(FRRP)の役割に注目し、その予備的な考察を行うものである。

本稿は、財務諸表を補足し、そして補完することにより一体となって財務報告の目的を果たすナラティブな報告の必要性に対する明確な認識の高まりを背景として<sup>8)</sup>、筆者が構想する「統合的財務報告制度」論<sup>9)</sup>の展開の一環として、ナラティブ報告の信頼性の確保に係る観点から財務報告の概念的枠組み—その範囲と境界—をめぐる問題に接近することを意図するものである。

## 2. 啓発的株主価値アプローチと「事業概況」の開示規定

英国におけるOFRの開示制度は、1990年代初頭当時のコーポレート・ガバナンス改革と連係するものであった。すなわち、『キャドバリー報告書』の勧告に基づき、当初は米国のMD & Aを英国の財務報告制度に導入することを意図して、1993年にASBが強制力のない意見書(Statement)として、『営業・財務概況』を公表したことを端緒とする。その後、当該意見書は、英国会社法の改正に先立って2003年に改訂され、その開示規定が大幅に再編成された。本改訂は、国際的な動向を視野に入れながら、開示基準の設定に係るその主導的役割をASBが継続するとともに、国内のOFRの法制化に向けた議論を促進することをねらいとするものであった。また、本改訂が業績概念の拡張を通じてOFRの補完機能を質的に変化・拡大させる契機となったことを特に指摘しておく必要があるであろう<sup>10)</sup>。

2005年3月に、英国通商産業省は『1985年会社法(営業・財務概況及び取締役報告書)規則2005年』を制定し、すべての公開会社にOFRの開示を義務づけるとともに、OFRの作成・開示

に係る原則および開示のフレームワークの設定が ASB に委ねられることとなった。ここに ASB は、法的裏づけをもった報告基準 (Reporting Standard) 第 1 号として、同年 5 月に『営業・財務概況』を公表する。しかし、その後、同年 12 月に『1985 年会社法 (営業・財務概況) (撤回) 規則 2005 年』が公表され、OFR の会社法上の開示義務は撤回されることとなった。これに伴い、強制力をもたずであった上記の ASB 報告基準第 1 号は、一転して自発的開示を勧告する最善慣行としての報告意見書に逆戻りする形で現在に至っている。

現在、英国会社法は、取締役報告書のなかで、OFR に代わり、BR の開示を義務づけている。BR は、2006 年会社法に基づき、取締役がその義務をいかに履行しているのか、株主の判断・評価を支援することを目的とするものである。

2006 年会社法は、取締役が株主全体の利益のために会社の成功を促進すると誠実に考える方法で行動しなければならぬ義務を負うものであり、その際、以下の事項を考慮することを求めている (第 172 条)<sup>11)</sup>。

- ①意思決定が長期的にもたらしうる結果
- ②従業員の利益
- ③仕入先、顧客等の会社の事業上の関係を進捗させる必要性
- ④会社の事業が地域社会および環境に及ぼす影響
- ⑤事業行為の水準の高さに係る評判 (reputation) を維持する必要性
- ⑥株主間の公平性に配慮して行動する必要性

かかる議論の経緯を俯瞰すれば、OFR の法制化をめぐる論議は、当初、企業報告 (corporate reporting) の質を改善することを通じて、コーポレート・ガバナンスを強化する観点から提起されるとともに、EU 会計現代化指令 (EU Accounts Modernization Directive)<sup>12)</sup> への域内対応として、その形骸化に批判が高まっていた取締役報告書に代替するものとして登場してきた。それまで

ASB の意見書として自発的開示に委ねられてきた OFR を会社法の下で強制し、しかも明示的に CSR 情報を含めた開示内容を網羅することが検討されたことは、会社法上の保護利益範囲の問題 (the scope issues)、換言すれば取締役の義務の拡大をめぐる議論と連動するものであった点で大きな意義がある。

すなわち、取締役の義務に係る基本原理として、多元的アプローチ (pluralist approach) 一会社の繁栄のためには株主とその他のステークホルダーの利益均衡を直接に求める一と、包摂アプローチ (inclusive approach) 一会社の目的が一義的に株主全体の利益 (株主の富の最大化) にあるとする会社法の伝統的枠組みに修正を迫り、株主全体の利益を第一に追求しながらも、株主以外のステークホルダーの存在を認めて、その利益にも一般的義務として配慮すべきことを求める一が、保護利益範囲をめぐる対立的なアプローチとして提起された。

結果として 2006 年会社法は、包摂アプローチの延長線上にある啓発的株主価値 (enlightening shareholder value) アプローチ一会社の長期的な成功を促すことがその目的であり、取締役は株主以外のステークホルダーの利害も考慮に入れる一を採用するに至った。

上記の会社法第 172 条は啓発的株主価値アプローチを具体化するものである。その意味で、BR は、開示の側面から啓発的株主価値アプローチの実現を支援する点で、英国独自のコーポレート・ガバナンスの在り方と強く結びついている。

すなわち会社法が基本理念とする啓発的株主価値アプローチは、ステークホルダーの利益に対する適切な配慮が長期的な株主の利益に繋がることを示唆する点で、英国のコーポレート・ガバナンスの在り方を明確に規定するものである。BR は広くステークホルダーを利用者として想定するものではなく、あくまでも株主が取締役の義務の履行状況を評価するために、その支援に必要な情報を提供することを目的とする。また、多元的アプ

ローチの下ではじめてステークホルダー全体の利益均衡が促進されると理解するならば、啓発的株主価値アプローチの採用は大きな後退を意味するかもしれない。しかしながら、啓発的株主価値アプローチの下でもBRの開示を通じて社会・環境・倫理(SEE)問題に係る間接的な統制機能を発揮することが期待されている。

BRの開示を求める現行会社法は、2006年11月に制定され、段階的に施行されている。

取締役は、事業年度ごとに取締役報告書を作成する義務があり(第415条・第416条)、そのなかでBRを含めることが義務づけられた。ここに小規模会社<sup>13)</sup>を除くすべての会社は、概略以下の開示項目をBRに含めなければならない<sup>14)</sup>。

- ①第172条の下での義務(会社の成功を促進する義務)をいかに遂行しているか、株主の評価を支援する事業と情報の公正なレビュー(第417条2項・3項(a))
- ②会社が直面する主要なリスクと不確実性の記述(第417条3項(b))
- ③会計期間における事業の発展と業績に関する包括的な分析(第417条4項(a))
- ④期末時点の財政状態に関する包括的な分析(第417条4項(b))

また、上場会社に対して、会社の事業の発展、業績、または状態の理解に「必要な範囲」で、BRは以下を含むものでなければならない。

- ⑤将来の会社の事業の発展、業績、または状態に影響を与える可能性が高い主要なトレンドおよび諸要因に関する分析(第417条5項(a))
- ⑥環境問題およびこれに関連する特定の政策とその有効性を含めた事業に与える影響に係る環境に関する情報(第417条5項(b)(i))
- ⑦従業員、社会および地域社会に関して関連する特定の政策とおよその有効性を含めた問題に関する情報(第417条5項(b)(ii)(iii))
- ⑧会社事業に不可欠な契約その他の取り決めのある関係者に関する情報(第417条5項

(c))

また、小規模会社を除くすべての会社は、会社の事業の発展、業績、または状態の理解に「必要な範囲」で、BRに以下を含めなければならない。

- ⑨財務的KPI、およびそれが適切な場合には環境問題や従業員に関連した情報を含むその他のKPIを用いた分析(但し、中規模会社<sup>15)</sup>は非財務的事項に関連する開示要求の遵守は免除される)(第417条6項(a)(b)、第417条7項)
- ⑩それが適切な場合には、会社年次計算書類に含まれる金額の参照および追加的な説明を含めなければならない(第417条8項)

OFRの法制化が撤回され、それに代わって登場したBRは当初、EU会計現代化指令の最低限の要求を満たすものであった。だが、BRについては現在までにその拡充のために数次の改訂が行われている。現行のBRを見れば、「実体が活動する市場、競争的環境および規制環境を含めた事業の性質、目標と戦略」の開示を明示していない点を除けば、OFR報告意見書の開示規定と大きな差はなく、その内容をほぼ網羅するものとなった<sup>16)</sup>。

すなわち、法制化を指向した当時のOFRと現在のBR開示制度の主な相違点は、財務諸表と同様にナラティブ報告にも信頼性を付与する監査人による監査ないし保証を、制度的に明確に組み込んでいるか否か、という点にあるといえるであろう。

以下では、BR開示制度に残された大きな課題として、BRの信頼性を確保するために、BRの保証に係る現行制度の到達点について検討する。

### 3. 監査人による取締役報告書の保証と手続

前述のように、英国モデルにおいてはBRの開示規定について法定上の作成・報告基準が存在せず、その意味で比較的緩やかな枠組みの下で、柔軟性のある開示実務が許容されている点で、財務

諸表監査と同様の準拠性に基づく監査一適正性意見の表明—は実施されていない。しかし、BR 開示に何ら保証が付与されないままに自発的開示に委ねられて、信頼性問題が放置されているわけではない。

英国会社法は、監査人に対して、取締役報告書に含まれる情報と当該会計期間に対応する財務諸表との間に相違があるかどうかに関する意見（以下、整合性意見という）を監査人報告書に記載することを求めている<sup>17)</sup>（第496条）。

この点について、英国監査実務審議会（APB）は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際監査基準（ISA）第720節『監査済み財務諸表を含む開示書類におけるその他の情報に対する監査人の責任』を英国基準（ISA第720-A節）として適用（adaption）し、「その他の情報」（other information）<sup>18)</sup>に対する監査人による一定の保証を制度化している。また、特に取締役報告書については、英国独自の基準であるISA第720-B節『取締役報告書に関する法定上の監査人の報告責任』を公表している<sup>19)</sup>。したがって、本基準がBRを含む取締役報告書に関する監査人の報告責任を定めているが、ここで監査人が求められることは、取締役報告書に含まれる情報の完全性（completeness）の検証や報告ではなく、前述のような整合性意見の表明であることに注目すべきである。

監査人は取締役報告書を通読すること（read）が求められ、財務諸表との間に重要な相違があるかどうかを識別しなければならない。重要な相違とは、取締役報告書と財務諸表との間に存在する金額や説明上の相違、両者に記載されている事項に係る作成基準の相違、財務諸表上の金額と取締役報告書における当該金額の説明に係る矛盾等を意味するが、監査人が重要な相違を識別した場合には、まずその解消に努めなければならない。財務諸表の修正を要するような重要な相違が存在するにもかかわらず、修正を求められた経営者またはガバナンスに責任を負う者がこれを拒否した場

合には監査意見を修正し、当該財務諸表に対して限定意見または不適正意見を表明しなければならない。また、取締役報告書のなかに重要な相違が存在し、これを解消できないとの判断に至った場合、監査人は監査人報告書において、重要な相違が存在する旨ならびに当該相違に関する説明を記載することが求められる。

このように取締役報告書に含まれるBR開示については、監査人による整合性意見、すなわち「取締役報告書において記載されている情報は、財務諸表と整合性がある」旨の表明が監査人報告書における「その他の報告責任」の区分に記載されることになる<sup>20)</sup>。そこでは、財務諸表と取締役報告書との間で重要な相違ないし矛盾あるいは虚偽表示ないし誤表示がないことを識別するために、監査人は取締役報告書を通読することが求められ、またそこに重要な相違が存在する場合には、監査基準に基づいて監査人が実施すべき手続きに従った対応の仕方を決定しなければならないことになる。

しかしながら、ナラティブ報告に対して財務諸表監査のような準拠性監査が適用しにくいことは広く認識されており、現在の取締役報告書に係る一定の保証の制度化—監査人による整合性意見の表明—については英国の財務報告制度における一定の到達点として評価しうるものの、これまで会社法改正論議においてはもっとその信頼性確保に踏み込んだOFRの「監査」の在り方と方法が提起されてきたことも事実である。

OFRの保証には多様な形態があり、一般に整合性の保証、プロセスの保証、および内容の保証等を列挙しうる<sup>21)</sup>。すなわち、すでに説明した整合性の保証以外にも、プロセスを保証する場合には、OFRの作成の際に従った手続きが、OFRが真実かつ適正に表示され、理解可能で、目的適格的であり、偏向がなく、期間比較が可能となる内容を確保するために設計されているかどうかの評価されることになる。また、内容を保証する場合には、OFRの内容それ自体が、真実かつ適正

に表示され、理解可能で、目的適合的であり、偏向がなく、期間比較が可能かどうかを直接的に識別することによって評価される。だが、以前から指摘されてきたように、その客観性には問題があり、OFRの内容に係る主観性は監査人にとって完全性のチェックを困難なものとし、経営者確認書 (management representation letter) への過度な信頼に繋がるであろうことが批判されてきたところでもある。

英国会社法改正に至る議論の経緯を振り返ってみると<sup>22)</sup>、OFRの法制化が提起された当初、英国貿易産業省 (DTI) から公表された『競争力のある経済のための現代会社法—枠組みの形成—』<sup>23)</sup>においてはOFRに対してレビューを強制することが提案されており、そこでは、①財務その他の記録との整合性、②事実に基づく主張の根拠、③ASBが公表した適用可能なすべての基準に対する準拠性、および④財務諸表監査の実施過程において監査人が得た知識との整合性に対する限定的なレビューが想定された。また、その後引き続いて公表された『競争力のある経済のための現代会社法—構造の完成—』<sup>24)</sup>では、「OFRの作成プロセスの適切性 (propriety)」の検証が追加されて、作成プロセス自体の信頼性の確保によってOFRを保証しようとする基本思考が明示されるとともに、そこではOFRの「監査」ないし「吟味」が行われるべきことが提案されている。OFR規制案 (Draft Regulations) の段階では、取締役と同様に監査人にも高い水準の注意義務を求めるとともに、正当かつ慎重な調査 (due and careful enquiry) の後に取締役がOFRを作成しているか、また取締役が判断を行使した際に用いた手続きの十分性 (adequacy) について、監査人が意見を表明することとした。当該規制案は、取締役の判断を結果論として批判するのではなく、取締役が判断に至ったプロセスを検証することにより、監査人がその十分性についての意見に達することをねらいとするものであった点に大きな意義がある。だが、結果的にかかる規定は削除されている<sup>25)</sup>。

会社法OFR規則においては、監査人報告書のなかで①OFRに記載されている情報は、当該会計期間における財務諸表と整合性があること、②会社の監査人としての業務を遂行するなかでOFRに記載されている情報と整合しない事項が監査人の注意を喚起したかどうか、に関して監査人は積極的に意見表明が求められることとなった (1985年会社法第235条(3A))。しかし、整合性の保証を意図する当該規定についても上記②が削除されて、財務諸表との整合性だけを問題とするかなり限定的な保証に落ち着いたことは明白である。

このように英国におけるBR開示は、OFRの法制化を踏まえたより厳格な強制的レビューの提案があったにもかかわらず、強制的監査 (レビュー) の導入による追加的コストの増加を理由とする産業界の反対に加えて、監査人がOFRの作成プロセスについて判断することへの反対の声も大きく、プロセスに係る保証は大きく後退することとなった。また、その間、OFRの内容に係る保証については、監査人に十分な知識がなくその評価は極めて困難であることを理由として、監査の適用に向けた積極的な議論が支持されることがなかったことを指摘しておく必要がある。

前述のように、現在のBR開示に係る保証は、財務諸表と取締役報告書との整合性を通して意見表明が行われるが、この場合、整合性意見の意義については二つのニュアンスの異なる解釈が存在する。

ひとつは、このようなBR開示については、適正性が保証されている財務諸表との整合性を通してBRの適正性を間接的に認めようとするものであり、そこでは監査によって保証されるような高い水準の保証を求めないとするものである<sup>26)</sup>。このような整合性の解釈はあくまでも高い水準の保証が確保された財務諸表を基礎として、財務諸表に附属する情報たるBRに対する保証を従属的に付与するという基本思考に基づくものとも考えられる。

他方で、整合性意見により積極的な解釈を与えたとすれば、それは、通読を通じた極めて限定的な整合性の検討であっても、BRの側から監査済み財務諸表の信頼性も一層高められ、ひいては財務報告全体の信頼性の向上に繋がるといえるのである<sup>27)</sup>。

整合性意見に係る二つの解釈は必ずしも矛盾するものではないが、とりわけ後者の整合性意見の表明は、いわばナラティブ報告に対する信頼性の付与が実は財務諸表と一体となった財務報告全体の信頼性を高めることを指摘する点で、そこに「双方向の監査」の本質的な意味を捉えることができるであろう。

もちろん、こうした理解により整合性意見の表明の意義を積極的に評価するとしても、これにとどまることを最善と考えるわけではない。このことは、以前のOFRの監査をめぐる議論においてさえ、監査人はOFRの成果(outcome)自体を検証すべきであり、そこではプロセスの監査が強調されすぎて、実際に投資者が必要としている開示の内容または質に関する保証が十分ではないとの不満が表明されてきたところである<sup>28)</sup>。

最近のスコットランド勅許会計士協会(ICAS)によれば<sup>29)</sup>、株主は、財務諸表および企業の業績と将来の見通しに関する理解を高めるために、アニュアル・レポートの前半部であるナラティブ報告を益々利用する傾向があり、監査人はこうしたニーズに対応して従前の整合性意見以上に、独立した保証意見を提供しうるものとしている。ここでは、監査人が財務諸表監査とは異なるタイプの保証を提供することができるのであって、より具体的には、財務諸表とBR開示の整合性から、アニュアル・レポート全体の整合性へ、さらには「均衡のとれた合理性のある事業の概観」(a balanced and reasonable review of business)に係る独立した保証意見を求めるものである<sup>30)</sup>。

こうしたナラティブ報告に対する保証領域の拡張を積極的に支持する議論がある一方で、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)

は、意味のあるコミュニケーションの喪失と決まり文句(boilerplate)が横行するリスクが絶えず存在するために、ナラティブ報告に対するいま以上の保証の拡大を求めることによって、監査人はむしろ株主と会社間のコミュニケーション・プロセスの障害となってしまう、かえって状況を悪化させることを危惧している<sup>31)</sup>。非財務情報を含むナラティブ報告に係る監査レベルの合理的保証を規定することは克服すべき重要な制度的課題でありながら、おそらく短期的な解決は困難であると考えられる。

#### 4. 結びにかえて—ナラティブ報告の創出機構と財務報告審査会の権限の拡張—

ナラティブ報告は財務諸表がそれ自体では提供することができない、あるいはそもそも現時点では利用者が財務諸表に期待すべきではない企業の業績に関する諸側面の理解を支援するために財務諸表に附属する補足・補完情報であり、いうまでもなくアニュアル・レポートの重要な部分を構成している。しかし、ナラティブ報告は、その開示上の役割を果たすうえで本質的に主観性が高く、その意味で検証困難な、監査を受け入れる余地の少ない情報を含んでいることも事実である。今日の競争的市場において企業は以前にも増してステークホルダーに対して有用な情報を提供することが求められており、このことは、信頼しうる、公的に利用可能なナラティブ情報へのニーズの高まりとともに、必然的に企業に対してナラティブ報告の信頼性を高めるための何らかの保証を付与することに対する強い要求に繋がっている<sup>32)</sup>。

本稿は、ナラティブ報告のなかで特に英国のBRの開示と保証をめぐる問題に焦点をあてた。BRの開示規定について法定上の作成・報告基準が存在せず、その意味で緩やかな制度上の枠組みの下で、柔軟性のある開示実務が許容されている英国において、BRに係る信頼性の保証は整合性意見の表明にとどまっていることを英国会社法の改正論議を振り返りながら検討するとともに、

OFRの作成プロセスに係る監査の基本思考が大きく後退し、現在の整合性意見の表明に至っていることを明らかにした。また、整合性意見の表明を財務諸表とナラティブ報告の「双方向の監査」として捉えることにより、積極的に評価する発展的な解釈を示した。

しかしながら、本稿において指摘しておきたいもうひとつの視角は、ナラティブ報告の信頼性を確保するためには、前述のような強制監査ないし保証の有無のみを議論するだけでは不十分であり、ナラティブ報告に係る企業組織の自律的な創出機構（作成・開示プロセス）を基礎とした制度上の仕組みを設計することが必要となるという点にあるであろう。

すなわち、OFR監査の導入論議において、前述のようにOFRの作成プロセスに係る保証という考え方が大きく後退したことは事実であるとしても、ナラティブ報告の制度化はあくまでも企業の自律的な財務報告プロセスを基礎とするのであって、いわば外部からの保証の有無にかかわらず、作成プロセス自体の信頼性を確保することは絶えず重要である。

この点について、OFR監査の法制化が議論されるなかで、作成プロセス自体の信頼性の確保によってOFRを保証しようとする基本思考が明示された当時、ICAEWはOFR作成プロセスに係る中間指針（interim guidance）を公表しており、そのなかで取締役のためのOFRの作成原則を以下のように明示した<sup>33)</sup>。

- 【原則1】 OFRは取締役会全体の責任である
- 【原則2】 OFRの作成に関して公式のプロセスが存在すべきである
- 【原則3】 OFRはその内容に関して現時点で公表されている諸勧告に適合し、合致すべきである
- 【原則4】 OFRは企業報告プロセスの統合部分であるべきである
- 【原則5】 そのプロセスは、OFRの内容が信頼しうる、均衡のとれた、しかも理解可能

なものであるかどうかについて明示的な考慮を含むべきである

【原則6】 継続的な評価と改善が行われるべきである

当該指針において特に注目すべきは、第一にOFRの作成プロセスが単なる証明や事実の表明ではなく、どのような情報が有用であるかを取締役が判断し、株主が情報に精通して事業を評価することができるように支援すべきことを求めていること、第二に、OFRはアドホックな対応ではなく、公式的に組織化された作成プロセスから創出されるのであって、その内容は最終的に取締役会全体による承認を求めていること、第三に、OFRは取締役会に対する日常の報告こそ基礎とすべきであり、企業組織における内部報告とOFRの内容について整合性を求めていることであろう。

当該指針の基礎には、米国のサーベンス・オクスリー法を契機として導入された開示統制（disclosure control）および開示委員会（disclosure committee）の果たす役割を参考として、その考え方が組み込まれていると推察される<sup>34)</sup>。

また、外部監査プロセスに対して責任を負い、ナラティブ報告の信頼性と質を確保するうえでの開示体制の整備、さらには株主（とりわけ機関投資家）のエンゲージメント<sup>35)</sup>によって創出機構の監視を促進する際に、その中核となるのが監査委員会（audit committee）である。その役割に係る実態をふまえたさらに詳細な検討が必要であろう。

ナラティブ報告の信頼性と質に係るもうひとつの視角は、現行の英国の財務報告基準設定体制に組み込まれたFRRPの役割が、財務諸表にとどまらず、取締役報告書まで網羅していることにある<sup>36)</sup>。

すなわち、2006年にFRRPの権限は取締役報告書に関する法的要求の遵守にまで大幅に拡張された。だが、あくまでもレビューの範囲の拡張であって、役割の変化ではないと説明されている。

BR 開示は今や明確に FRRP の射程に存在している。この点について、FRRP は取締役報告書をレビューする際に、以下の諸要因を検討することを明示している<sup>37)</sup>。

- ① 会社が報告書および計算書類 (Reports and Accounts) の他の場所に開示事項を組み入れることによってレビューの目的を満たそうとする場合、明示的に相互参照を含んでいるか
- ② BR における情報にはアニュアル・リポートのなかの財務諸表、関連のある注記、その他の資料において開示された情報と整合性があるか、そして適切な場合には、財務諸表のなかで報告された金額に言及し、詳説しているか
- ③ BR における情報は会社のその他の公表物における開示と整合性があるか
- ④ BR は、事業の展開、業績および状態に係る正と負の側面を公平に扱うという意味で均衡がとれており、包括的であるか
- ⑤ 会社が直面しているリスクと不確実性の討議が主要なものを識別し、説明しているか。また、適切と認められる場合には、取締役がこれらのリスクがどのように管理されているかを説明しているか。FRRP は、賢明な取締役会が、財務諸表が承認される時に利用可能な情報を基礎として達しうると期待される結論に照らして、これらの開示の十分性を考慮することになる。
- ⑥ BR は、事業の展開、業績および状態の理解を提供するために必要な重要業績指標 (KPI) を用いた適切な分析を含んでいるか
- ⑦ 上場会社の BR は、事業の理解に必要な範囲で、将来の事業の発展、業績および状態に影響を与える可能性の高い主なトレンドと諸要因、環境問題、従業員、社会問題に関する情報、および会社がその事業にとって不可欠な契約を有する相手先等を含んでいるか

FRRP は、OFR 意見書を遵守しているかどうかまでレビューが拡張されることはないが、会社が

自発的に遵守表明を行っている場合には、当該意見書を考慮に入れるとしており、準拠性監査に準じた方法を採用することになるであろう。

最近の FRRP の年次報告書によれば<sup>38)</sup>、財務諸表とナラティブ報告の整合性を考慮するほか、BR 開示におけるリスクと不確実性の開示、KPI および会計方針等がより良く理解されるプラットフォームを提供する点において、英国のコーポレート・ガバナンス原則が求めるビジネス・モデルの説明に重点を置くものであったことは極めて重要であろう<sup>39)</sup>。

このような FRRP によるナラティブ報告に対するアプローチは、ある意味で現在の外部保証—整合性意見の表明—に期待される以上に、企業報告全体の内容に踏み込んでいるといえるかもしれない。すなわち、英国の到達点として、外部監査の点から見れば整合性の保証にとどまっているとしても、ガバナンス上の保証の仕組みが FRRP の働きと連係して、一定の信頼性を確保する自律的なプロセスが形成されてきたことを見落すべきではないであろう。

最後に、最近の英国における統合的財務報告制度の形成を指向した新たな動向<sup>40)</sup>をふまえて、財務報告の目的に基づくナラティブ報告と財務諸表の財務報告の一体性はより強まっていくことが予想される。この場合、ナラティブ報告と財務諸表を同等の地位にあるものとみなす認識が広がっていけば、必然的にナラティブ報告に対する保証のニーズも高まっていくことになるであろう。だが、本稿で論じた「双方向の監査」が整合性意見の表明にとどまらず、さらに「均衡のとれた合理性を備えた概観」に係る独立した保証を求める段階にまで達するには相当の時間を要することになるであろう。統合的財務報告制度への道程は決してラディカルなものではなく、漸進的であり、おそらくその展開のモメントがナラティブ報告であると考えられる。

また、本稿におけるもうひとつの視角として、ナラティブ報告の信頼性と質をめぐる議論が会計

プロフェッションによる監査の観点からのみ議論されることは必ずしも適切ではないことを指摘した。ナラティブ報告の作成プロセス自体の信頼性およびFRRPの果たす役割に照らした信頼性を確保する制度上の仕組みについての認識と考察が必要であることをあらためて指摘しておきたい。

(日本大学経済学部教授)

## 注

- 1) ここに「補完」とは、財務諸表に表示されないような事実と業績に関する財務情報および非財務情報を提供することを意味する。「補足」とは、財務諸表上の金額に係る追加的な説明および財務諸表上の情報に結果した状況や事象を説明することとして、本稿は両者のもつ意味を区別して用いる。
- 2) EFRAG, *Stewardship/Accountability as an Objectives of Financial Reporting*, 2007. 英国モデルは、「財務報告とコーポレート・ガバナンスが直接に連係しているモデル」であり、取締役会と株主の関係形成において、財務報告は取締役の株主に対する責任として経営に組み込まれた構成要素であると説明される。このような財務報告とコーポレート・ガバナンスの関係について、詳細は以下を参照。古庄修「財務諸表外情報の開示原則とフレームワーク—国際的収斂をめぐる英国 OFR 型モデルの適合性について—」『会計』第176巻、第4号、2009年10月、31-46頁。
- 3) 今福愛志「企業統治の会計学への視座—「エンティティとしての企業」の会計の意義—」『企業会計』第59巻、第12号、2007年12月、10頁。
- 4) 財務諸表とナラティブ報告の相互関係に係る類型化については、以下を参照。古庄修「企業報告モデルの特徴と財務諸表外情報の位置—財務諸表との相互補完関係の形成をめぐる論点—」『経済集志』第78巻、第3号、2008年10月、69-76頁。
- 5) 英国会社法における OFR 開示の法制化をめぐる経緯と含意については、以下を参照。古庄修「英国会社法改正論議と OFR 開示規制」『会計』第164巻、第1号、2003年7月、66-78頁。
- 6) ICAEW, Audit & Assurance Faculty, *Evolution: Changes in Financial Reporting and Audit Practice*, 2009, p.15. ここでは、複雑性の要因として、より厳格になる財務報告基準、概念フレームワークにおいて増大するレリバンスの強調、インプットやモデルに係る情報の支援を伴う公正価値の利用の増大にとどまらず、①例えばグローバル化や技術革新の結果として、企業財務の複雑性が増大していること、②英国等では、すべてにおいて透明であり、またすべての者がアカウンタブルであることが期待されるような Michael Power が論じた「監査社会」に向けて移行していること、③開示情報を不要とする、または重要性のない場での情報を削除することを無効とする、あるいは支持しない傾向があること、④アニュアル・リポートを利用するステークホルダーが拡大していること等が列挙されている。
- 7) ナラティブ報告という場合、その範囲には、例えば OFR ないし BR のほか、コーポレート・ガバナンス報告書、経営者報酬報告書、財務諸表における非財務情報等が想定される。以下を参照。ICAEW, *Assurance on Non-Financial Information: Existing Practices and Issues*, 2008, p.8.  
なお、一般的な「記述的」ないし「定性的」と訳さないのは、ナラティブ報告が量的測度を含まないものと矮小化されて、誤解を招く恐れがあるためである。本稿は、ナラティブ報告が、定量的情報と定性的情報、あるいは財務諸表において表示されない財務情報およびその他の非財務情報を包含する文章形式の報告と定義し、議論を行う。
- 8) 以下を参照。古庄修「財務報告の概念フレームワークの形成をめぐる論点と課題—IASB「経営者による説明」型開示モデルの展開—」『産業経営研究』第32号、2010年3月、107-121頁。
- 9) 「統合的財務報告制度」とは、財務諸表—注記—附属情報（財務諸表外情報）が一体となって財務報告の目的を果たす際に、財務情報のみならず、その目的に照らして統合される企業統治や経営

者報酬に係る情報、社会・環境・倫理（SEE）情報等の非財務情報を含めて体系化された報告制度形成の構想に基づく。

- 10) 『キャドバリー報告書』の勧告から OFR 意見書の公表に至る経緯および 2003 年の改訂意見書の特徴については、以下を参照。古庄修「英国 ASB 改訂 OFR 意見書の特徴と論点—「英国 OFR 開示制度論」の予備的考察—」『経済経営研究所年報』第 27 集、2005 年 3 月、163-177 頁。
- 11) 以下を参照。山口幸代「英国新会社法上の社会的配慮に関する企業責任の取扱い」『熊本法学』第 113 号、2008 年 2 月、117-159 頁。上妻義直「英国 2006 年会社法における CSR 情報の開示規定」『会計』第 173 巻、第 6 号、2008 年 6 月、49-74 頁。
- 12) EU 第 4 指令第 46 条に規定するアニュアル・リポートに係る改正の詳細については、以下を参照。倉田幸路「EU における非財務情報の開示について」『立教経済学研究』（立教大学）第 62 巻、第 3 号、2009 年 3 月、59-79 頁。
- 13) 小規模会社は、①売上高が 560 万ポンド未満、②資産合計額が 280 万ポンド未満、③従業員数が 50 名未満、のうち二つ以上の要件に該当する会社である（第 382 条）。
- 14) 但し、会社の利益に重大な損害をもたらすと考えられる場合には非開示が認められている（第 417 条 10 項）。
- 15) 中規模会社は、①売上高が 2,280 万ポンド未満、②資産合計額が 1,140 万ポンド未満、③従業員数が 250 名未満、のうち二つ以上の要件に該当する会社である（第 382 条）。
- 16) 但し、2006 年会社法に基づく BR の開示規定においては、開示義務の免除が広い範囲で認められていることも事実である。OFR 報告意見書の精神が実務上も尊重されているかどうかには疑問が残り、BR の開示実態については別途検討を要するであろう。その開示実態については、例えば以下を参照。ASB, *A Review of Narrative Reporting by UK Listed Companies in 2006*, 2007. PWC, *Joining the Dots: A Summary of the Narrative Reporting*

*Practices of the FTSE 350*, 2008.

- 17) 英国会社法における保証制度の詳細については、以下を参照。山崎秀彦「英国における財務諸表外情報の開示と保証」（第 3 章）山崎秀彦編著『財務諸表外情報の開示と保証』同文館出版、2010 年、45-66 頁。G. J. Benston, M. Bromwich, R. E. Litan and A. Wagenhofer, *Worldwide Financial Reporting: The Development and Future of Accounting Standards*, Oxford University Press, 2006. 川村義則・石井明監訳『グローバル財務報告—その真実と未来への警告—』中央経済社、2009 年、411-416 頁。
- 18) ここに「その他の情報」とは、「法令、規制または慣習により、監査済み財務諸表と監査報告書を含む開示書類に記載される財務情報および非財務情報（財務諸表および監査報告書を除く）」と定義され、例えば経営者またはガバナンスに責任を負う者による事業活動に関する報告、財務概況またはハイライト情報、雇用データ、設備投資計画、財務比率、役員や取締役の氏名、選択された四半期データ等が含まれる。  
ISA 第 720 節は、監査済み財務諸表と「その他の情報」との重要な相違が財務諸表の信頼性を損なうことになりかねないため、監査人に「その他の情報」を通読するとともに、重要な相違を識別することを求め、事実の重要な虚偽表示を識別した場合の適切な対応の方法について規定している。以下を参照。内藤文雄・松本祥尚・林隆敏編著『国際監査基準の完全解説』中央経済社、2010 年、507-516 頁。また、IAASB における ISA 第 720 節に規定された「その他の情報」に対する責任等の直近の議論については、以下を参照。関口智和「IAASB 会議報告（第 40 回会議）マルタ会議」『会計・監査ジャーナル』第 665 号、2010 年 12 月、16-19 頁。
- 19) 山崎秀彦編著、前掲書、55 頁。
- 20) 英国における監査人報告書の内容については、山崎秀彦、前掲書、57-58 頁を参照。なお、英国や IAASB の要求よりも、米国の MD & A 開示に係る保証の方がより厳格であるとされる。MD & A

に係る examination engagement は、①すべての重要な側面において要求された規則の要素および証券取引委員会 (SEC) により採用された規制を MD & A の表示は含んでいるか、②歴史的な財務上の金額は正確に財務諸表から導かれているか、③基礎にある情報、決定、見積もりおよび仮定は開示のための合理的基礎を提供しているか、を報告することによって意見表明を行い、十分な証拠の蓄積により合理的保証を得ることを求めている。米国の制度の概要については、以下を参照。ICAS, *Meeting the Needs ? : User Views on External Assurance and Management Commentary*, 2010, p.27.

- 21) *Ibid*, p.21.
- 22) ClientEarth, *Briefing: The Operating and Financial Review and Company Reporting under UK Law*, June 2010, pp.14-16.
- 23) Company Law Review Steering Group, *Modern Company Law for a Competitives Economy: Developing the Framework*, March 2000.
- 24) Company Law Review Steering Group, *Modern Company Law for a Competitives Economy: Completing the Structure*, November 2000.
- 25) DTI, *Draft Regulations on the Operating and Financial Review and Directors' Report: A Consultative Document*, May 2004. C. Villiers, *Corporate Reporting and Company Law*, Cambridge University Press, p.221.
- 26) 山崎秀彦編著, 前掲書, 60頁.
- 27) 以下を参照。中野貴之, 小林直樹「財務報告システムにおける財務諸表外情報の役割—日米監査人の関与を分析視角として—」『企業会計』第62巻, 第3号, 2010年3月, 105-111頁.
- 28) C. Villiers, *op. cit.*, p.222.
- 29) ICAS, *The Future of Assurance*, 2010, p.25.
- 30) *Ibid*, p.26. ここに均衡がとれているとはアニュアル・リポートによって誤導されることがないことを意味し, また合理性とは現時点で利用可能な情報を基礎として (財務諸表監査または公的領域において直接的または間接的に利用可能なその他の情報を通じて) 同等のスキルを有するプロフェッションが同様の議論に到達することを意味する.
- 31) ICAEW, Audit & Assurance Faculty, *Evolution: Changes in Financial Reporting and Audit Practice*, p.31.
- 32) L. Webley, Rest Assured, *Accountancy*, November 2008, pp.74-75.
- 33) ICAEW, *Preparing an Operating and Financial Review: Interim Process Guidance for UK Directors*, 2003.
- 34) 開示統制および開示委員会については, 以下を参照。今福愛志著『企業統治の会計学』中央経済社, 2009年, 115-127頁.
- 35) 以下では, 機関投資家がアニュアル・リポートに関する保証の質を監査委員会と協調して求めること等を勧告している。ICAS, *The Future of Assurance*, p.29.
- 36) FRRP の役割については, 以下を参照。斎野純子著『イギリス会計基準設定の研究』同文館出版, 2006年.
- 37) FRRP, *The Panels Approach to the Directors Report*, 2006, pp.6-7.
- 38) FRRP, *Annual Report 2010*, August 2010. 当年度において, FRRP は 308 社の審査を実施し, そのうち 146 社に対して追加説明を求めている.
- 39) 英国のコーポレート・ガバナンス原則において明示的に求められているビジネス・モデル・ディスクロージャーの意義については, 以下を参照。古庄修「ビジネス・モデルの開示を基礎とする統合的財務報告制度の形成」『会計』第178巻, 第4号, 2009年10月, 15-29頁.
- 40) Department for Business Innovation & Skills, Corporate Law & Governance, *The Future of Narrative Reporting-A Consultation*, August 2010.